

株 主 各 位

長野県長野市南千歳町878番地
株式会社守谷商会
代表取締役社長 吉澤 浩一郎

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 長野県長野市南千歳町878番地 当社本店7階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第68期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
 2. 第68期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款の一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名の選任の件
 - 第4号議案 補欠取締役1名の選任の件

以 上

同封の「当社第68期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」を必ずご確認くださいませようお願い申しあげます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

当日は軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社のウェブサイト(<https://www.moriya-s.co.jp>)に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済がコロナ禍の度重なる再拡大に見舞われつつも次第に落ち着きを取り戻し、経済社会活動の再開により期末に向けて徐々に回復基調に転じ、これを受けて国内景気も観光・宿泊・飲食・旅客輸送業等の業績は依然として足踏み状態が続いているものの、輸出の回復やコロナワクチン接種効果の浸透等による個人消費の持ち直しなどにより総じて改善基調で推移しました。

このような経済環境下にあったところ、期末を目前にして突然ロシアによるウクライナへの武力侵攻が勃発し、ロシアに対する厳しい経済金融制裁とロシアの対抗策によって食料・エネルギー資源価格の高騰、インフレの高進、国際金融システムの不安定化リスクの高まり等が生じ、世界経済は厳しい状況に陥りつつあります。この事態を受けて上向きつつあった国内経済の先行きにも不透明感が増しています。

このような事業環境下、当社グループが中核事業としている建設業界におきましては、政府公共投資、民間設備投資が共に前年度を上回ったこと等を背景に通期業績は総じて底堅く推移しましたが、ウクライナ危機に伴う燃料高・原料高等を背景とした一部の資材価格の騰勢傾向が期末以降日毎に顕在化し、各企業の設備投資に先送り傾向が生じ始めている他、コロナ禍の行方や技術者・技能者不足に伴う人件費の上昇等も重なり、収益環境の悪化圧力が強まるのが危惧されると共に、国内景気の先行きも予断を許さない状況下にあります。

このような情勢のもと当社は、当期において連結子会社の再編と各営業拠点の事務所・社宅・独身寮等の再整備を完了させ、今後の経営環境の変化等への耐力を一段と高めたことを梃に、主力営業圏である長野県内の業績確保に注力しつつ、首都圏・中京圏を含めた全営業域の事業基盤の強化と業績の拡大に取り組み、併せてリスク管理対策の徹底とコンプライアンス遵守体制の維持に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の事業業績は、前期からの豊富な繰越工事と

工事の進捗度が堅調に推移したこと等により、連結売上高は388億4千万円(前連結会計年度は368億4千1百万円)となりました。損益面につきましては、建設技術者・技能者の逼迫に加え、価格競争が顕在化しつつあるなかで、受注前における施工体制の確認、原価管理の徹底及び経費の削減に努めた結果、経常利益は16億6千1百万円(前連結会計年度は9億4千8百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は15億7千4百万円(前連結会計年度は6億5千2百万円)を確保することができました。

また、グループの中核をなす当社単独の工事受注高は、建築事業が296億5千7百万円(前期は230億8千6百万円)、土木事業が67億3千5百万円(前期は107億5千1百万円)となり、これに兼業事業8億1千9百万円(前期は35億5千6百万円)を加えた総受注額は、372億1千2百万円(前期は373億9千3百万円)となりました。

完成工事高につきましては、建築事業が279億7千9百万円(前期は249億8千6百万円)、土木事業が67億3百万円(前期は69億3千万円)となり、これに兼業事業18億9千7百万円(前期は24億7千7百万円)を加えた総売上高は、365億8千万円(前期は343億9千5百万円)となりました。

次年度への繰越工事高につきましては、建築事業が217億3千2百万円(前期は204億1千2百万円)、土木事業が108億3千6百万円(前期108億2千5百万円)となり、総繰越工事高は、325億6千8百万円(前期は323億1千5百万円)となりました。

損益面につきましては、経常利益は15億3千7百万円(前期は8億2百万円)、当期純利益は12億6千5百万円(前期は5億5千万円)となりました。

セグメント別売上高

当期の業績をセグメント別に区分しますと次のとおりとなります。

(単位：百万円)

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		前連結会計年度比 増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
建 築 事 業	25,127	68.2%	27,985	72.1%	11.4%
土 木 事 業	9,117	24.7%	8,938	23.0%	△2.0%
不 動 産 事 業	2,490	6.8%	1,916	4.9%	△23.0%
そ の 他 の 事 業	105	0.3%	—	—	—%
合 計	36,841	100.0%	38,840	100.0%	5.4%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中には特記すべき設備投資は行っていません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中には増資等特記すべき資金調達は行っていません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第65期	第66期	第67期	第68期
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(当連結会計年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高 (百万円)	38,379	39,531	36,841	38,840
経常利益 (百万円)	1,419	1,350	948	1,661
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	956	841	652	1,574
1株当たり当期純利益 (円)	438.49	385.80	298.41	717.69
総資産 (百万円)	26,999	29,820	27,443	27,479
純資産 (百万円)	9,371	10,080	10,666	12,096

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっています。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)に基づき算定しています。
3. 第68期(当連結会計年度)の状況につきましては、「(1) 当事業年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果」に記載のとおりです。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社アスベック	50,000千円	100.0%	舗装工事・造園工事
丸善土木株式会社	60,000	96.8	一般土木工事・舗装工事
守谷不動産株式会社	10,000	100.0	不動産業
機材サービス株式会社	70,000	100.0	建設資材リース事業

(注) 前連結会計年度に連結子会社であった菅平峰の原グリーン開発株式会社は、2021年12月6日に特別清算手続きが終了したことに伴い、連結範囲から除外しています。

(4) 対処すべき課題

今後の建設投資の動向見通しにつきましては、政府建設投資が前年度と同程度と予想されるものの、民間建設投資は住宅投資がコロナ禍からの住宅需要の回復がひと息したことから微減と予想され、また、他の建設投資も建材価格の高騰やサプライチェーンの混乱等の影響が懸念されることから伸び悩む可能性も強く、建設業界を取り巻く経営環境は厳しさを増すと思われま

す。
このような環境下、当社グループは、コンプライアンス遵守体制を礎として「市況に左右されない収益力の確立・強化」方針を継続し、オールモリヤの旗の下、全役職員が一丸となって以下の施策を確実に実施し、安定した事業収益を確保できる体制を実現させてまいります。

- ①徹底した安全衛生対策による安全文化の醸成
- ②首都圏・中京圏における受注・施工体制の拡大
- ③不動産開発事業の的確な案件判断と回収業務の確実な実行
- ④与信管理の徹底、受注時目標粗利益の確保及び工事収支管理の厳格な運用
- ⑤働き方改革のさらなる推進による快適な職場環境の維持、形成及び生産性の向上
- ⑥社員に対する実効性のある教育訓練の確実な実施
- ⑦SDGs（持続可能な開発目標）の継続的な展開

以上の施策の実行により事業収益を安定的に確保できる体制の整備を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、建築事業、土木事業、不動産事業及びその他の事業を行っていますが、各事業の内容は以下のとおりです。

- ① 建築事業
建築並びにこれらに関する事業を行っています。
- ② 土木事業
土木並びにこれらに関する事業を行っています。
- ③ 不動産事業
不動産の取引に関する事業を行っています。

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

株式会社守谷商会	本社	長野県長野市南千歳町878番地
	支店	東京・松本・名古屋
	営業所	上越・飯田・佐久・上田・あづみ野・渋谷
株式会社アスペック	本社	長野県長野市
丸善土木株式会社	本社	長野県松本市
守谷不動産株式会社	本社	長野県長野市
機材サービス株式会社	本社	長野県長野市

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減数
建築事業及び土木事業	366	—
不動産事業	4	—
その他の事業	—	3名減
全社 (共通)	29	2名減
合計	399	5名減

(注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属している従業員です。

2. 建築事業と土木事業の両事業に携わる従業員がおり、明確に分けることができないため両事業の従業員数を合わせて表示しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
324 (47) 名	5名増 (—)	42.0歳	17.2年

(注) 嘱託社員は、()内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	800百万円
長 野 県 信 用 組 合	200
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200
長 野 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	200
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 7,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,260,000株 |
| ③ 株主数 | 765名 |
| ④ 大株主の状況 | |

株主名	持株数	持株比率
守谷商会従業員持株会	241,831株	11.01%
一般財団法人守谷奨学財団	192,200	8.75
守谷商会取引先持株会	157,100	7.16
株式会社八十二銀行	108,700	4.95
山根敏郎	80,000	3.64
守谷晶子	77,120	3.51
内藤征吾	67,200	3.06
守谷堯夫	62,000	2.82
守谷ソノ	50,400	2.30
八十二キャピタル株式会社	47,114	2.15

- (注) 1. 当社は、自己株式を64,502株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	6,610株	8名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告10ページ「2.(2)④取締役及び監査役の報酬等」に記載しています。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	伊藤隆三	
代表取締役社長	吉澤浩一郎	執行役員社長
取締役	町田範男	専務執行役員 開発事業本部長 守谷不動産株式会社 代表取締役社長
取締役	吉澤正博	専務執行役員 東京支店長
取締役	渡辺正樹	常務執行役員 管理部担当兼経理部担当兼法務コンプライアンス室担当
取締役	山崎潤一	常務執行役員 品質技術本部長 株式会社アスペック 代表取締役会長
取締役	新井健一	常務執行役員 全社営業担当兼建築事業本部担当
取締役	伊藤由郁紀	常務執行役員 名古屋支店長
取締役	* 小出貞之	株式会社電算 社外監査役 長野カントリー株式会社 社外監査役
常勤監査役	町田充徳	
監査役	* 嶋澤裕	税理士法人 TOKIZAWA&PARTNERS 代表社員 株式会社高見澤 社外監査役 株式会社アSEND 社外監査役
監査役	* 小林泰	倉崎・小林法律事務所 弁護士 やまびこ債権回収株式会社 取締役

- (注) 1. *の取締役小出貞之氏は、社外取締役です。
2. *の監査役嶋澤裕氏及び小林泰氏は、社外監査役です。
3. 監査役嶋澤裕氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する専門的知見を有しています。
4. 監査役小林泰氏は、弁護士の資格を有し、企業法務に関する専門的知見を有しています。
5. 当社は取締役小出貞之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役小出貞之氏及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しています。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社役員（取締役及び監査役）、執行役員、管理職従業員（重要な使用人）、社外派遣役員、退任役員であり、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しています。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしています。

次回更新時には同内容での更新を予定しています。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、安定的企業経営に資するため、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、代表取締役会長および業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、基本報酬および業績連動報酬等を支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その内容は役位に応じた報酬に役割責任、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮して、総合的に勘案して決定するものとする。

- c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を役員賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、年度計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、その付与のための報酬額等については、取締役の報酬限度額の範囲内かつ年額30百万円以内とし、毎年一定の時期に付与する。株数の算定方法、報酬等を与える時期、条件の決定については譲渡制限付株式報酬規程の定めによる。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役会長および業務執行取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝12：1：1とする（業績指標を100%以上達成した場合）。（注：業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。）

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、株主総会で決議された報酬等総額（役員賞与を含む。）の限度額以内で、報酬総額（賞与総額を含む。）を決議するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該決議の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	181,612 (4,375)	161,370 (4,200)	6,875 (175)	13,367 (-)	9 (1)
監査役 (うち社外監査役)	16,250 (6,250)	15,600 (6,000)	650 (250)	-	3 (2)
合計 (うち社外役員)	197,862 (10,625)	176,970 (10,200)	7,525 (425)	13,367 (-)	12 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 業績連動報酬にかかる業績指標は、単体の経常利益の年度目標値が各事業年度の業績の達成度の判定に最も適していることから、これを基本指標として選定し、目標値に対する達成度合い等に応じて支給額を算出しています。なお、当期の実績は目標値800百万円に対し、1,537百万円となりました。
 3. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針」とおりです。また、当事業年度における交付状況は、8頁の「2. 会社の現況(1)株式の状況⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しています。
 4. 取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第37期定時株主総会において、年額300百万円と決議されています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当株主総会最終時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は1名）です。
また、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額等については、2018年6月22日開催の第64期定時株主総会において、上記の報酬枠の範囲内かつ年額300百万円以内と決議されています。当株主総会最終時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、7名です。
 5. 監査役の報酬限度額は1994年6月24日開催の第40期定時株主総会において、年額300百万円と決議されています。当株主総会最終時点の監査役の員数は、3名です。
 6. 取締役会は、代表取締役社長吉澤浩一郎に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役等の意見を聴取した上で決定するものとします。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役の小出貞之氏は、株式会社電算の社外監査役及び長野カントリー株式会社の社外監査役です。株式会社電算と当社との間には特別な関係はありません。長野カントリー株式会社と当社との間にはゴルフ場年会費の支払い等の取引関係があります。
 - ・ 監査役の嶋澤 裕氏は、税理士法人TOKIZAWA&PARTNERSの代表社員、株式会社高見澤の社外監査役及び株式会社アセンドの社外監査役です。税理士法人TOKIZAWA&PARTNERSと当社とは顧問税理士契約を締結していません。株式会社高見澤と当社との間には工事の発注や建設資材の仕入れ等の取引関係があります。株式会社アセンドと当社との間には特別な関係はありません。
 - ・ 監査役の小林 泰氏は、倉崎・小林法律事務所の弁護士及びやまびこ債権回収株式会社の取締役です。倉崎・小林法律事務所及びやまびこ債権回収株式会社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 小出貞之	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。 長年に亘り銀行経営に当られた豊富な経験と幅広い見識等を活かし、当社の経営の透明性、客観性及びコーポレート・ガバナンスの向上等について適宜必要な発言を行うことにより、実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしています。
社外監査役 錫澤 裕	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。 税理士としての専門的知見から財務・会計面を中心に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言等を適宜行っています。
社外監査役 小林 泰	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。 弁護士としての専門的知見から法律面を中心に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言等を適宜行っています。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
イ、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,600千円
ロ、当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	28,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イの当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後の最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 社長が社是である「すべてのことに誠実に よりよい仕事をしよう」の理念をあらゆる機会を捉えて繰り返し全役職員に伝えることにより、法令、社内規則、社会規範を全役職員の職務活動の前提とするコンプライアンスの精神を周知徹底する。
- ・ 全役職員の職務の遂行が法令、社内規則等に適合し、かつ社会規範を優先した企業活動を行うことにより企業の社会的責任（企業倫理）を果たすための基本事項をコンプライアンス規程に定め、これをより具体化したコンプライアンス・ポリシー（企業行動憲章）を制定して周知徹底する。
- ・ 全役職員にコンプライアンス・ポリシーを周知させるため、これをより具体化したコンプライアンス・マニュアルを作成、配布し、遵法意識を醸成するとともに全役職員の業務遂行の指針にすることを周知徹底する。コンプライアンス・マニュアルにおいては、全役職員に対し特に市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体等との関与、取引や利益供与等の行為をなさないことを徹底し、併せて取引先との工事下請負基本契約書、注文書、注文請書にもこの旨を明記する。
- ・ 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、その事務局を管理部内に置き全役職員に対する指導監督権限を与える。
- ・ 全役職員が法令、社内規則に反する行為等に気付いた場合、何ら不利益を被ることなく直接担当部署へ通報等を行えるよう内部通報処理規程に基づく内部通報制度を設け、これを全役職員に周知徹底することにより不正行為、損害発生行為等を未然に防止する。

- ・内部監査規程を設けて監理室を置き、必要に応じて監査役会、会計監査人と連携し、部外者の客観的な評価、判断を加えた実効性のある監査を徹底しつつ業務処理の適正化を図る。
 - ・法令、社内規則に違反した行為等を行った全役職員に対し、賞罰規程等を厳格に運用して厳正に処分し、再発を防止するとともに遵法精神の育成を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、各種契約書、その他業務執行状況を示す主要な書面等は、法令及び文書管理規程等の社内規則に基づき適正に保存し、管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・発注案件(施主)、請負契約の特殊条件及び工事の施工から発生する損失リスクを未然に防止するための基本事項を「発注案件(施主)・請負契約・施工リスク対策規程」に定め、これらのリスク防止対策を周知徹底する。
 - ・売掛債権、投資等のリスクは、リスク管理の観点から随時、受注審査規程、売掛債権管理基準等の業務管理規程を見直し、必要に応じて随時、社内規則を整備する。
 - ・「災害時の事業継続計画」を策定し、国土交通省関東地方整備局の「災害時の基礎的事業継続力」の認定を受けており、事故、災害等が発生した場合は、緊急連絡体制図に基づき初動対応を機敏、的確に行うとともに、必要に応じて危機対策本部等を設置して危機管理を行う。
 - ・不正行為等による損害発生危惧リスクは、内部通報処理規程に基づく内部通報制度を周知して未然に防止する。
 - ・リスク管理部門として社長室・法務コンプライアンス室・管理部と経理部とが連携して全社の活動を統括し、関係部署と協力して損失の発生、拡大を防止する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・会社として達成すべき経営目標を明示し、各取締役の業務執行目標を明確にするとともに、各取締役に課された業績目標への責任基準とするため、期ごとの経営計画を策定する。
 - ・職務権限規程、稟議規程に基づく稟議制度等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要事項については、経営会議、取締役会において論議を尽くし、慎重な意思決定を行う。

- ⑤ 会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・グループ・コンプライアンス・ポリシー(企業集団行動憲章)を定め、守谷商会グループ全体のコンプライアンス遵守体制の指針とする。
 - ・社長室は、子会社管理の担当部署として定期的に全子会社との経営協議会を開催し、管理部、経理部と連携して子会社の経営管理を的確に行い、グループ全体の業務の適正化を確保し、推進する。
 - ・守谷商会グループ全体のリスク管理の観点から随時、関係会社運営規程を見直し、必要に応じて規程、内規等を整備する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役のために応じ監査役会事務局を置き、必要な人員を配置して監査役を補助すべき使用人(職員)とする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役会事務局の使用人(職員)の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会から事前に意見を徴するものとする。
 - ・監査役会事務局の使用人(職員)が事務局に在籍している期間中の当該使用人(職員)に対する指揮命令権は、監査役会に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・経営会議規程の定めにより常勤監査役が経営会議に出席し、質問し意見を述べることを保証する。
 - ・監査役から会社の業務及び財産の状況を調査するため、関係資料の提出、報告等を求められた場合は、速やかに必要な資料を提供し、報告する体制を整える。
 - ・内部通報処理規程に基づく内部通報制度の周知を図り、当該制度を通して会社に重大な損失を与える事案が発生し又はその虞があるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会規程により監査役に報告すべきものと定められた事項が生じたときは、速やかに報告する体制を整える。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・前号の報告をした者に対して解雇その他いかなる不利益も生じないことを確保するため、内部通報処理規程を整備し、役職員に周知徹底している。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・役職員の監査役の監査に対する理解を深め、監査の環境を整備するよう努める。
 - ・社長との定期的な意見交換会を開催し、また社内監査部門である監理室との連携を図り、的確な意思疎通と効果的な監査業務を遂行できるよう努める。
- ⑫ 金融商品取引法(以下、「同法」という)に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・同法に基づき財務報告の信頼性を確保するために行われる財務報告に係る内部統制に関しては、内部統制の整備、運用を的確に行い、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠してその有効性を自ら評価し、評価の結果を外部に報告することが求められる。当社は次に記載する基本原則に従って有効性の評価及び外部への報告、開示を実施する。
 - ・財務報告の内部統制の信頼性を確保するため内部監査規程により内部監査業務の担当部署を明確にするとともに、財務報告内部統制規程を整備して内部統制委員会を設け、内部統制実務の整備、運用状況等を定期的に調査、評価、検討し、不備の発生の予防及び不備があった場合は、これを是正する体制を維持する。
 - ・財務報告の内部統制の有効性の評価及び外部報告は、同法を始め関係法令の定めに従って実施する。
 - ・財務報告の内部統制の有効性の評価は、一般に公正妥当と認められる評価基準に準拠した手続で実施する。

⑬ 社外取締役及び社外監査役の選任

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、現在、1名の社外取締役を選任しているほか監査役3名のうち1名が常勤監査役に、利害関係のない2名が非常勤の社外監査役にそれぞれ就任して常時、取締役の業務執行を監査するとともに、常勤監査役が経営会議に、上記の4名が取締役会に出席して意見を述べ、論議に加わることにより外部から経営を牽制、監視する体制を整備している。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス遵守体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすためコンプライアンス・ポリシーを定め、それをグループ全職員に周知徹底するとともに、コンプライアンス・マニュアルの作成、弁護士・会計士等の専門家による年1回以上の研修、内部通報制度の充実等の諸施策を実施し、業務に関連する法令等について遵守の徹底を図っています。

②リスク管理体制

当社は、発注案件（施主）、請負契約の特殊条件及び工事の施工から発生する損失リスク、売掛債権、投資等のリスクに対応するため「発注案件（施主）・請負契約・施工リスク対策規程」、「受注審査規程」等を整備し、リスク防止対策の基本事項を定めるとともに、関係部署が適時・適確に顧問弁護士等から助言・指導を受けられる体制にしています。また、規程に基づき営業案件の与信審査、中間施工会議を確実に実施し、リスク管理部門の法務コンプライアンス室が社長室、管理部、経理部と連携して関係部署をサポートすることによりリスクを未然に防止する体制を整備するとともに、事故発生時においても影響を最低限に止める体制としています。

安全活動、品質活動、環境活動は品質技術本部内の安全環境管理室、品質管理部が中心となり未然防止の見地から日々活動を強化しています。

③内部監査及び監査役監査

当社は、社長直轄の組織として監理室を設置し内部監査を実施しています。室員のうち2名は、工事現場の業務全般に精通している技術職員を配置し、計画的で実効性のある内部監査を実施しています。また、監査役の監査及び会計監査人による会計監査と連携することにより内部監査体制の強化を図っています。

監査役の監査は、常勤監査役が中心となり取締役会、経営会議に出席するほか、各種委員会、会議にも積極的に参加し、その内容を監査役会に反映させることにより取締役の職務の執行を監視しています。

監査役と監理室は、情報の共有に努めるとともに、内部統制統括部門である管理部、経理部及び会計監査人とも連携を深め、双方の監査が効率的かつ実効性が上がるよう努めています。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,829,146	流 動 負 債	14,499,362
現 金 預 金	7,658,427	支払手形・工事未払金	9,433,628
受取手形・完成工事未収入金等	10,693,511	短 期 借 入 金	1,600,000
販 売 用 不 動 産	1,624,966	未 払 法 人 税 等	95,551
未 成 工 事 支 出 金	78,409	未 成 工 事 受 入 金	1,517,468
不 動 産 事 業 支 出 金	177,051	賞 与 引 当 金	148,190
そ の 他	596,984	完 成 工 事 補 償 引 当 金	37,942
貸 倒 引 当 金	△204	そ の 他	1,666,582
固 定 資 産	6,650,694	固 定 負 債	883,681
有 形 固 定 資 産	3,717,348	退職給付に係る負債	826,863
建 物 ・ 構 築 物	1,431,747	そ の 他	56,818
機 械 ・ 運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品	118,604	負 債 合 計	15,383,044
土 地	2,166,996	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	97,438	株 主 資 本	11,982,838
の れ ん	35,933	資 本 金	1,712,500
そ の 他	61,505	資 本 剰 余 金	1,369,097
投 資 其 他 の 資 産	2,835,906	利 益 剰 余 金	8,965,967
投 資 有 価 証 券	742,418	自 己 株 式	△64,727
繰 延 税 金 資 産	616,864	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	113,957
投 資 不 動 産	1,218,628	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	124,800
そ の 他	287,095	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△10,842
貸 倒 引 当 金	△29,100	純 資 産 合 計	12,096,795
資 産 合 計	27,479,840	負 債 純 資 産 合 計	27,479,840

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	36,923,384	
兼 業 事 業 売 上 高	1,916,966	38,840,350
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	33,223,181	
兼 業 事 業 売 上 原 価	1,755,869	34,979,050
完 成 工 事 総 利 益	3,700,203	
兼 業 事 業 売 上 総 利 益	161,096	
売 上 総 利 益		3,861,300
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,252,439
営 業 利 益		1,608,861
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12,814	
受 取 賃 貸 料	29,281	
そ の 他	47,516	89,613
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29,823	
固 定 資 産 除 却 損	2,135	
そ の 他	4,699	36,657
経 常 利 益		1,661,816
特 別 利 益		
債 務 免 除 益	233,417	233,417
特 別 損 失		
減 損 損 失	46,121	46,121
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,849,112
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	309,309	
法 人 税 等 調 整 額	△34,508	274,800
当 期 純 利 益		1,574,312
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,574,312

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,712,500	1,362,335	7,524,326	△71,306	10,527,855
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			10,130		10,130
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,712,500	1,362,335	7,534,456	△71,306	10,537,986
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△142,801		△142,801
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,574,312		1,574,312
自 己 株 式 の 取 得				△50	△50
自 己 株 式 の 処 分		6,762		6,629	13,391
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	6,762	1,431,510	6,579	1,444,852
当 期 末 残 高	1,712,500	1,369,097	8,965,967	△64,727	11,982,838

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	152,889	△14,735	138,153	10,666,009
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				10,130
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	152,889	△14,735	138,153	10,676,139
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△142,801
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,574,312
自 己 株 式 の 取 得				△50
自 己 株 式 の 処 分				13,391
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△28,089	3,892	△24,196	△24,196
当 期 変 動 額 合 計	△28,089	3,892	△24,196	1,420,656
当 期 末 残 高	124,800	△10,842	113,957	12,096,795

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社アスペック
丸善土木株式会社
守谷不動産株式会社
機材サービス株式会社

当連結会計年度において、当社の連結子会社であった菅平峰の原グリーン開発株式会社は2021年12月6日に特別清算手続きが終了したため、同社を連結範囲から除外しています。

- ##### ② 非連結子会社の状況 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用関連会社 該当ありません。

- ##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況 該当ありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度はすべて連結決算日と同じです。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっています。
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっています。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 販売用不動産 個別法による原価法によっています。
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。)
- ・ 未成工事支出金 個別法による原価法によっています。
- ・ 不動産事業支出金 個別法による原価法によっています。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産及び投資不動産 (リース資産を除く) 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)によ

っています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

ハ. 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しています。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 工事契約 建築・土木事業においては、主に長期の工事契約を締結しています。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っています。

ただし、工事の初期段階において進捗度を合理的に見積もれないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について、原価回収基準により処理を行っています。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断

- し、当該時点で収益を認識しています。
- ロ. 不動産売買契約
不動産事業においては、主に顧客との不動産売買契約書に基づき物件の引渡しを行う義務を負っています。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しています。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っています。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る負債
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づいて計上しています。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の連結会計年度から費用処理しています。
- ロ. 建設工事共同企業体 (JV)
工事の会計処理について
建設工事共同企業体 (JV) 工事については、JVを独立した会計単位とせず、単体決算に取り込む方式により会計処理を行っています。

(追加情報)

(固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響については、収束時期や影響額の程度を予測することは依然困難な状況ではありますが、当社グループでは現時点で入手可能な情報に基づき、その影響が今後も一定期間継続すると仮定し、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、当社グループの将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっていましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

この結果、当連結会計年度の売上高は12百万円減少し、売上原価は4百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ8百万円減少しています。また、利益剰余金の当期首残高は10百万円増加しています。なお、当連結会計年度の1株当たり情報に与える影響は軽微です。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

売上高	報告セグメント			合計
	建築事業	土木事業	不動産事業	
一時点で移転される財	1,212,618	2,228,569	1,916,966	5,358,153
一定の期間にわたり移転される財	26,772,515	6,709,681	—	33,482,197
顧客との契約から生じる収益	27,985,134	8,938,250	1,916,966	38,840,350
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	27,985,134	8,938,250	1,916,966	38,840,350

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当年度及び翌年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	5,784,424千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,428,183
契約資産(期首残高)	4,514,791
契約資産(期末残高)	7,265,327
契約負債(期首残高)	979,947
契約負債(期末残高)	1,517,468

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、「受取手形・完成工事未収入金等」に含まれており、契約負債は、「未成工事受入金」に含まれています。受取手形・完成工事未収入金等の内訳は、受取手形326,721千円、売上債権3,101,461千円、契約資産7,265,327千円です。

契約資産は、主に建築・土木事業における工事契約について、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に基づいて認識した収益にかかる未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、工事の完成・引渡時に請求し、契約書に基づいた支払期日に受領しています。

契約負債は、主に建築・土木事業の工事請負契約に基づき顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、840,221千円です。また、当連結会計年度において、契約資産が増減した理由は、主とし

て収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（契約資産の減少）によるものです。契約負債の増減した理由は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（契約負債の減少）によるものです。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に取引価格の変動）の額は289,723千円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において33,339,703千円です。

当該履行義務は、建築・土木事業の工事契約における請負に関するものであり、期末日後、1年以内に約81%、2年以内に約11%、残り約8%が5年以内に収益として認識されると見込んでいます。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用する工事に係る工事原価総額の見積り

① 連結計算書類に計上した金額

- ・建築事業セグメント及び土木事業セグメントの履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用する工事に係る完成工事高 33,482,197千円
- ・工事損失引当金 895,000千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、建築事業セグメント、土木事業セグメントの工事契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っています。工事原価総額は現場代理人が作成し社内承認を受けた実行予算書に基づき見積もっています。工事着工後は、建築事業セグメントでは設計変更が生じる場合があるほか、土木事業セグメントでは設計変更及び工法の見直しが生じ、工事着工前に予期していなかった工事原価の変動が発生する場合があります。直近の現場の状況を工事原価総額の見積りに反映しています。

(2) 固定資産の減損

① 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,717,348千円
無形固定資産	97,438千円
減損損失	46,121千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、総合建設業を営むために、本社土地建物などの資産を保有しています。

当社グループは、事業用資産については業績測定の単位でもあります本社並びに各支店の単位によってグルーピングを行っており、遊休資産については、個別にグルーピングを行っています。

減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスになる見込みとなる場合や固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしています。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。その際の回収可能価額は正味売却額又は使用価値により算定しています。

当連結会計年度において、遊休資産については、今後、事業の用に供する予定がなくなったことなどから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、46,121千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

減損の兆候、認識の判定及び測定に当たっては慎重に検討していますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、追加の減損処理が必要となる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	2,987千円
建物・構築物	472,695
土地	902,836
投資不動産	75,521
計	1,454,041千円

上記に対応する債務

短期借入金	800,000千円
-------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,116,780千円

(3) 損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金は、これに対応する工事損失引当金895,000千円を相殺表示しています。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,260千株	－千株	－千株	2,260千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年6月18日開催の第67期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	142,279千円
・1株当たり配当額	65.00円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月21日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2022年6月24日開催の第68期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	153,684千円
・1株当たり配当額	70.00円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金(主に銀行借入)を調達しています。一時的な余資は主として流動性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達しています。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日です。営業債権及び借入金は流動性リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について各事業部門における営業部・管理部門が法務コンプライアンス室と協働して主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて同様の管理を行っています。

ロ. 市場リスク(株価や為替等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係も勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内ルールに従い、適切に行っています。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署は適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。連結子会社についても当社と同様の管理を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は含まれていません。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	638,303千円	638,303千円	－千円
資産計	638,303千円	638,303千円	－千円

- (注) 1. 「現金預金」「受取手形・完成工事未収入金等」「支払手形・工事未払金」「短期借入金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。
2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	104,114千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 株式	410,110千円	－千円	－千円	410,110千円
資産計	410,110	－	－	410,110

(注) 投資信託の時価は上記に含めていません。投資信託の連結貸借対照表計上額は228,193千円です。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、長野県その他の地域において、賃貸用の建物、土地を有しています。2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は126,481千円(賃貸収益は兼業事業売上高及び営業外収益に、主な賃貸費用は兼業事業売上原価に計上)です。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,076,651千円	△204,134千円	2,872,517千円	2,776,859千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は評価損によるもの(161,972千円)と減価償却によるもの(59,637千円)です。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)です。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 5,509円82銭
- (2) 1株当たり当期純利益 717円69銭

10. 減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	場 所	種 類	減損損失
遊休資産	長野県須坂市	土地	32,468千円
遊休資産	長野県須坂市	土地	13,652

当社グループは、自社利用の事業用資産については主として支店等の拠点ごとにグルーピングしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っています。

当連結会計年度において、遊休資産については、今後、事業の用に供する予定がなくなったことなどから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額により評価しています。

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

また、1株当たり情報につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入しています。

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社守谷商会
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長 野 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下 条 修 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社守谷商会の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社守谷商会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,808,716	流動負債	14,103,240
現金預金	7,013,927	支払手形	4,582,200
受取手形	319,083	工事未払金	4,634,451
完成工事未収入金	10,029,432	短期借入金	1,600,000
販売用不動産	1,624,966	未払金	138,790
未成工事支出金	73,652	未払費用	59,284
不動産事業支出金	177,051	未払法人税等	76,078
前払費用	20,270	未成工事受入金	1,430,084
未収入金	56,531	預り金	436,357
その他	493,801	賞与引当金	137,233
固定資産	6,379,683	完成工事補償引当金	35,770
有形固定資産	3,354,608	その他	972,988
建物	1,265,428	固定負債	820,381
構築物	28,574	退職給付引当金	778,595
機械・運搬具及び工具器具備品	73,040	その他	41,785
土地	1,987,565	負債合計	14,923,621
無形固定資産	52,131	(純資産の部)	
借地権	2,782	株主資本	11,141,767
ソフトウェア	33,467	資本金	1,712,500
電話加入権	15,882	資本剰余金	1,369,097
投資その他の資産	2,972,943	資本準備金	1,341,130
投資有価証券	736,636	その他資本剰余金	27,967
関係会社株式	184,002	利益剰余金	8,124,896
長期貸付金	173,054	利益準備金	428,125
長期前払費用	6,525	その他利益剰余金	7,696,771
繰延税金資産	596,071	別途積立金	1,433,960
投資不動産	1,127,319	繰越利益剰余金	6,262,811
その他	168,832	自己株式	△64,727
貸倒引当金	△19,500	評価・換算差額等	123,012
		その他有価証券評価差額金	123,012
資産合計	26,188,400	純資産合計	11,264,779
		負債純資産合計	26,188,400

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	34,682,227	
兼 業 事 業 売 上 高	1,897,998	36,580,225
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	31,306,047	
兼 業 事 業 売 上 原 価	1,754,515	33,060,562
完 成 工 事 総 利 益	3,376,179	
兼 業 事 業 売 上 総 利 益	143,483	
売 上 総 利 益		3,519,662
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,045,212
営 業 利 益		1,474,450
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	51,298	
そ の 他	43,423	94,722
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29,513	
そ の 他	2,167	31,681
経 常 利 益		1,537,490
特 別 損 失		
減 損 損 失	46,121	46,121
税 引 前 当 期 純 利 益		1,491,368
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	266,597	
法 人 税 等 調 整 額	△41,122	225,474
当 期 純 利 益		1,265,894

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,712,500	1,341,130	21,205	1,362,335	428,125	1,433,960	5,129,065	6,991,150	△71,306	9,994,680
会計方針の変更による累積的影響額							10,130	10,130		10,130
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,712,500	1,341,130	21,205	1,362,335	428,125	1,433,960	5,139,196	7,001,281	△71,306	10,004,810
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△142,279	△142,279		△142,279
当 期 純 利 益							1,265,894	1,265,894		1,265,894
自己株式の取得									△50	△50
自己株式の処分			6,762	6,762					6,629	13,391
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	6,762	6,762	—	—	1,123,614	1,123,614	6,579	1,136,956
当 期 末 残 高	1,712,500	1,341,130	27,967	1,369,097	428,125	1,433,960	6,262,811	8,124,896	△64,727	11,141,767

	評価・換算差額等		純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	150,451	150,451	10,145,131
会計方針の変更による累積的影響額			10,130
会計方針の変更を反映した当期首残高	150,451	150,451	10,155,262
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△142,279
当 期 純 利 益			1,265,894
自己株式の取得			△50
自己株式の処分			13,391
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△27,438	△27,438	△27,438
当 期 変 動 額 合 計	△27,438	△27,438	1,109,517
当 期 末 残 高	123,012	123,012	11,264,779

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- | | |
|-------------------------------|---|
| (1) 資産の評価基準及び評価方法 | |
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法によっています。 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)によっています。 |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法によっています。 |
| ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・ 販売用不動産 | 個別法による原価法によっています。
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ
の方法により算定しています。) |
| ・ 未成工事支出金 | 個別法による原価法によっています。 |
| ・ 不動産事業支出金 | 個別法による原価法によっています。 |
| (2) 固定資産の減価償却の方法 | |
| ① 有形固定資産及び投資不動産
(リース資産を除く) | 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建
物(附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得
した建物附属設備及び構築物については定額法)によ
っています。なお、耐用年数及び残存価額について
は、法人税法に規定する方法と同一の基準によってい
ます。 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 自社利用ソフトウェアについては、社内における利用
可能期間(5年)に基づく定額法によっています。 |
| (3) 引当金の計上基準 | |
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ
いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権
については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込
額を計上しています。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額
に基づき計上しています。 |
| ③ 完成工事補償引当金 | 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業
年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づい
て計上しています。 |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末におけ
る退職給付債務の見込額に基づいて計上しています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従
業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による
定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用
処理しています。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 工事契約

建築・土木事業においては、主に長期の工事契約を締結しています。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っています。

ただし、工事の初期段階において進捗度を合理的に見積もれないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について、原価回収基準により処理を行っています。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。

② 不動産売買契約

不動産事業においては、主に顧客との不動産売買契約書に基づき物件の引渡しを行う義務を負っています。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しています。

(5) その他の計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっています。

② 建設工事共同企業体（JV）

工事の会計処理について

建設工事共同企業体（JV）工事については、JVを独立した会計単位とせず、単体決算に取り込む方式により会計処理を行っています。

(追加情報)

連結計算書類「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記（追加情報）」に記載した内容と同一です。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっていましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

この結果、当事業年度の売上高は52百万円減少し、売上原価は39百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ12百万円減少しています。また、利益剰余金の当期首残高は10百万円増加しています。なお、当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微です。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記・(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用する工事に係る工事原価総額の見積り

① 計算書類に計上した金額

- ・建築事業セグメント及び土木事業セグメントの履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用する工事に係る完成工事高 33,405,420千円
- ・工事損失引当金 895,000千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記・(1)履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用する工事に係る工事原価総額の見積り・②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に記載と同一の内容であるため、記載を省略しています。

(2) 固定資産の減損

① 計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,354,608千円
無形固定資産	52,131千円
減損損失	46,121千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記・(2)固定資産の減損・②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に記載と同一の内容であるため、記載を省略しています。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	2,987千円
建物	472,695
土地	902,836
投資不動産	75,521
計	1,454,041千円

上記に対応する債務

短期借入金	800,000千円
-------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,615,812千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

① 短期金銭債権	327千円
② 長期金銭債権	172,500千円
③ 短期金銭債務	21,179千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 仕入高等	873,698千円
② 営業取引以外の取引高	47,427千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	71千株	0千株	6千株	64千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分によるものです。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	千円
繰延税金資産	
未成工事支出金（工事損失引当金）	272,608
退職給付引当金	237,152
減損損失	228,846
賞与引当金	41,800
子会社株式評価損否認	30,664
投資有価証券評価損否認	21,058
繰越欠損金	17,466
未払金	12,205
未払事業税	11,192
完成工事補償引当金	10,895
その他	54,112
小計	938,003
評価性引当額	△290,164
繰延税金資産合計	647,838
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△51,766
繰延税金負債合計	△51,766
繰延税金資産の純額	596,071

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	吉澤賢悟 (当社代表取締役 社長の近親者)	—	—	建築工事 の受注	131,598	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 建築工事の受注については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 5,130円85銭
 (2) 1株当たり当期純利益 577円09銭

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

また、1株当たり情報につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入しています。

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社守谷商会
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長 野 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 陸 田 雅 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 下 条 修 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社守谷商会の2021年4月1日から2022年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社守谷商会 監査役会

常勤監査役 町 田 充 徳 ㊞

監 査 役 鴫 澤 裕 ㊞

監 査 役 小 林 泰 ㊞

(注) 監査役鴫澤 裕及び監査役小林 泰は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第68期の期末配当につきましては、当社の基本方針であります継続的かつ安定的配当を踏まえつつ、当期の業績、今後の経営環境等を勘案するとともに、当社は2016年4月に創業100周年を迎えましたが、次の100周年を目指して事業基盤を強化するため、2017年度から5年計画で総額11.5億円を投じ本社・各支店の事務所・社宅等の整備事業に取り掛かり、東京支店の移転拡張を皮切りに昨年5月に名古屋支店独身寮の改築を行ない、本事業が完了したのを記念して1株あたり5円の特別配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円

(普通配当65円、特別配当5円) 総額153,684,860円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第13条（条文省略）	第1条～第13条（現行どおり）
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>	（削 除）
第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第15条～第55条 (条文省略)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第55条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第14条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役8名の選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号		氏名	当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任	伊 とう りゅう ぞう 藤 隆 三	代表取締役会長	100% (13回/13回)
2	再任	よし ざわ こういちろう 吉 澤 浩 一 郎	代表取締役社長 執行役員社長	100% (13回/13回)
3	再任	よし ざわ まさ ひろ 吉 澤 正 博	取締役専務執行役員 品質技術本部長	100% (13回/13回)
4	再任	わた なべ まさ き 渡 辺 正 樹	取締役常務執行役員 管理部担当兼経理部担当兼 法務コンプライアンス室担当	100% (13回/13回)
5	再任	あら い けん いち 新 井 健 一	取締役常務執行役員 名古屋支店長	100% (13回/13回)
6	再任	い とう よしゆき 伊 藤 由 郁 紀	取締役常務執行役員 建築事業本部長	100% (13回/13回)
7	新任	やま ざき みつ お 山 崎 光 夫	執行役員長野建築本店長	—
8	再任 社外 独立	こ いで さだ ゆき 小 出 貞 之	取締役	100% (13回/13回)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	いとう りゅうぞう 伊藤 隆三 (1948年11月4日生)	1972年4月 当社入社 1999年10月 東京支店副支店長 2000年6月 取締役東京支店長 2003年7月 常務取締役東京支店長 2006年6月 代表取締役社長 2009年6月 代表取締役社長 執行役員社長 2018年6月 代表取締役会長 (現任)	38,040株
(取締役候補者とした理由) 伊藤隆三氏は、長年にわたり経営企画、建築営業等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・見識を有しています。2006年6月から代表取締役社長として、2018年6月からは代表取締役会長として強力なリーダーシップを発揮し、経営を担っています。これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものです。			
2	よしざわ こういちろう 吉澤 浩一郎 (1954年7月4日生)	1979年4月 当社入社 2007年4月 建築事業本部副本部長 2007年6月 取締役建築事業本部部長兼建築・土木事業本部購買統括部長 2007年11月 取締役建築事業本部副本部長 2008年4月 取締役東京支店副支店長兼営業部長 2009年6月 執行役員東京支店副支店長兼営業部長 2011年4月 執行役員建築事業本部部長 2012年4月 執行役員建築事業本部部長兼建築・土木事業本部購買統括部長 2013年3月 執行役員名古屋支店長 2013年6月 取締役常務執行役員名古屋支店長 2015年4月 取締役常務執行役員建築担当兼建築事業本部部長 2015年6月 取締役専務執行役員建築担当兼建築事業本部部長 2017年6月 取締役副社長 執行役員副社長 建築担当兼建築事業本部部長 2018年6月 代表取締役社長 執行役員社長 (現任)	16,847株
(取締役候補者とした理由) 吉澤浩一郎氏は、長年にわたり建築工事、建築営業等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・見識を有しています。2018年6月から代表取締役社長として強力なリーダーシップを発揮し、経営を担っています。これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	よし ざわ まさ ひろ 吉 澤 正 博 (1962年5月22日生)	1985年4月 当社入社 2011年11月 松本支店副支店長兼営業部長 2012年6月 執行役員松本支店副支店長兼営業部長 2013年6月 取締役専務執行役員建築担当兼建築事業 本部長 2015年4月 取締役専務執行役員東京支店長 2022年4月 取締役専務執行役員品質技術本部長 (現任)	8,869株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>吉澤正博氏は、長年にわたり建築工事、建築営業等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・見識を有しており、現在は品質技術本部長として全社の品質管理、安全・衛生管理を統括しています。これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものです。</p>			
4	わた なべ まさ き 渡 辺 正 樹 (1949年6月5日生)	1972年4月 当社入社 2004年4月 管理本部副本部長 2005年4月 管理本部長 2005年6月 トヨタホームしなの株式会社取締役 2005年6月 当社取締役管理本部長 2007年6月 常務取締役管理本部長 2008年4月 常務取締役管理本部長兼法務コンプライ アンス室長 2008年5月 常務取締役法務コンプライアンス室長 2009年6月 取締役常務執行役員法務コンプライア ンス室長 2011年4月 取締役常務執行役員管理担当兼法務コン プライアンス室長 2015年10月 取締役常務執行役員管理部担当兼法務コ ンプライアンス室長 2017年4月 取締役常務執行役員管理部担当兼法務コ ンプライアンス室担当 2019年6月 取締役常務執行役員管理部担当兼経理部 担当兼法務コンプライアンス室担当 (現任)	9,669株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>渡辺正樹氏は、長年にわたり総務、法務、与信管理等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・見識を有しており、現在は管理部担当兼経理部担当兼法務コンプライアンス室担当として全社の管理・経理部門等を統括しています。これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
5	あら い けん いち 新井 健一 (1954年4月1日生)	1977年4月 当社入社 2009年5月 建築事業本部副本部長兼営業部長 2009年6月 執行役員建築事業本部副本部長兼営業部長 2013年4月 執行役員建築事業本部長兼建築・土木事業本部購買統括部長 2013年6月 機材サービス株式会社取締役 2013年6月 執行役員長野建築本店長 2014年6月 取締役常務執行役員長野建築本店長 2019年4月 取締役常務執行役員長野建築本店担当兼全社営業担当 2020年6月 取締役常務執行役員全社営業担当兼建築事業本部担当 2022年4月 取締役常務執行役員名古屋支店長(現任)	13,469株
(取締役候補者とした理由) 新井健一氏は、長年にわたり建築営業に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・見識を有しており、現在は名古屋支店長として中京圏を統括しています。これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものです。			
6	い とう よしゆき 伊藤 由郁紀 (1962年4月13日生)	1985年4月 当社入社 2008年4月 建築事業本部工事部次長 2009年5月 建築事業本部工事部長 2011年4月 名古屋支店建築部長 2015年5月 名古屋支店副支店長兼建築部長 2016年4月 名古屋支店副支店長 2016年10月 執行役員名古屋支店長 2020年6月 取締役常務執行役員名古屋支店長 2022年4月 取締役常務執行役員建築事業本部長(現任)	5,343株
(取締役候補者とした理由) 伊藤由郁紀氏は、長年にわたり建築工事に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・見識を有しており、現在は建築事業本部長として全社建築部門を一元的に総合管理し統括しています。これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
※7	やま ざき みつ お 山 崎 光 夫 (1965年5月7日生)	1988年4月 当社入社 2009年4月 名古屋支店建築部長 2011年4月 建築事業本部工事部長 2013年6月 長野建築本店工事部長(組織変更に伴う部署名の変更) 2014年4月 執行役員長野建築本店副本店長兼工事部長 2015年4月 執行役員長野建築本店副本店長兼工事部長兼社寺・住宅・リニューアル部長 2017年1月 執行役員長野建築本店副本店長 2019年4月 執行役員長野建築本店長(現任)	200株
(取締役候補者とした理由) 山崎光夫氏は、長年にわたり建築工事に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・見識を有しており、現在は長野建築本店長として長野・北陸地域の建築事業を統括しています。今後は取締役としての職責を十分に果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものです。			
8	こ いで さだ ゆき 小 出 貞 之 (1947年6月18日生)	1970年4月 株式会社八十二銀行入行 2000年6月 同行執行役員企画部長 2002年6月 同行常務執行役員諏訪支店長 2004年6月 同行常務取締役 2007年6月 同行代表取締役副頭取 2011年4月 長野経済研究所理事長 2013年6月 株式会社電算社外監査役(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2016年2月 長野カントリー株式会社社外監査役(現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 小出貞之氏は、長年にわたり株式会社八十二銀行の経営に携われ、そこから得られた豊富な経営経験と幅広い見識等を活かし、当社の経営の透明性、客観性及びコーポレート・ガバナンスの向上等、監督機能強化への貢献や経営に対する助言を行っていただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。			

(注) 1. ※印は新任の取締役候補者です。

2. 小出貞之氏は、社外取締役候補者です。なお、当社は、小出貞之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
3. 小出貞之氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって7年となります。
4. 当社は、小出貞之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しています。同氏の再任が承認された場合、当社と同氏との間の責任限定契約を継続する予定です。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告10頁に記載のとおりで

す。取締役候補者の選任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。

6. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(ご参考)

第3号議案が承認された後の取締役・監査役の専門性及び経験

	候補者番号	氏名	専門性・経験				
			企業経営	財務・会計	法務・人事労務・コンプライアンス	営業・マーケティング	技術・研究開発
取締役	1	伊藤 隆三	●	●	●	●	
	2	吉澤 浩一郎	●	●		●	●
	3	吉澤 正博	●			●	●
	4	わたなべ まさき 樹	●	●	●		
	5	あらい けん 一	●			●	
	6	いとう よしゆき 紀	●			●	●
	7	やまざき みつ お 夫	●			●	●
	8	こいで さい 之	社外	●			
監査役	—	まちだ みつ のり 徳	●	●			
	—	ときがわ ざわ ゆたか 裕	社外	●			
	—	こばやし やすし 泰	社外		●		

※上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠取締役1名の選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の取締役1名の選任をお願いするものです。

補欠の取締役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
おがわ なおき 小川直樹 (1956年12月22日生)	1984年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1988年8月 公認会計士登録 1994年7月 税理士登録 1994年11月 小川直樹会計事務所(現 小川直樹公 認会計士事務所)開設 同事務所所 長(現任) 2011年6月 株式会社マルイチ産商社外監査役 2013年2月 日置電機株式会社社外監査役 (現任) 2016年6月 株式会社マルイチ産商社外取締役 (監査等委員)(現任) 2017年8月 税理士法人あおぞらしなの 代表社 員(現任)	0株
<p>(補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>小川直樹氏は、長年に亘る公認会計士及び税理士としての活動を通して培われた高度な専門的知識と会計事務所経営の豊富な経験を有しており、当社の経営の透明性、客観性及びコーポレート・ガバナンスの向上等、監督機能強化への貢献や経営に対する助言を行っていただけるものと期待し、補欠の社外取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しています。</p>		

- (注) 1. 小川直樹氏は、補欠の社外取締役候補者です。小川直樹氏は東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任された場合は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
2. 小川直樹氏が社外取締役に就任された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定です。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告10頁に記載のとおりです。小川直樹氏が社外取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
4. 小川直樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

第68期定時株主総会会場ご案内図

会場 長野県長野市南千歳町878番地
当社本店7階会議室



交通の便 ● J R 長野駅善光寺口下車 徒歩約8分

● 長野電鉄 市役所前駅下車 徒歩約5分

● お車ご利用の方

上記のセントラルパーキングまたはパーキングポエムをご利用ください。